

介護予防・日常生活支援総合事業のQ&A(旭川市介護支援専門員合同研修会アンケート)

番号	質問	回答
1	<p>・住宅改修を行った場合は、実施した月、工事完了届を提出した月？ どちらが介護予防支援となるのか。</p>	<p>予防給付のサービスのうち、限度額管理対象サービス以外のサービス(介護予防住宅改修費の支給,特定介護予防福祉用具販売又は介護予防居宅療養管理指導)と総合事業のサービス(第1号訪問事業又は第1号通所事業)とを併用した場合には、「介護予防支援」ではなく、「第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)」での請求となります。</p>
2	<p>・事業説明会 P22 サービスコード 平成27年3月31日までに指定を受けた事業者(みなし)A1 A5 平成29年4月1日以降に指定を受けた事業者(みなし)A2 A6 とあるが 平成28年4月1日～平成29年3月31日に指定を受けた事業者はどうなるの？</p>	<p>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に係る指定を受けた場合、第1号事業に係るみなし指定は適用されません。 このため、平成29年4月1日以降を指定の期間とする第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定を受ける必要があります。 この場合に使用するサービスコードは、A2又はA6となります。</p>
3	<p>・介護予防支援や介護予防サービス計画の読み替えについては触れられていましたが、「介護予防支援費」に相当する、第1号介護予防支援にかかる費用について文言の統一はありますか？何か方針があれば教えていただければと思います。宜しくお願い致します。</p>	<p>介護保険法等においては、第1号事業については第1号事業支給費という語が用いられ、また、第1号介護予防支援事業については、国の通知や国民健康保険団体連合会の資料においては介護予防ケアマネジメント費という語が使用されていることは承知しておりますが、本市で定めたものはございません。</p>
4	<p>・総合事業に移行した場合、サービス事業所の個別計画書については、訂正をお願いして出し直して頂くのか？ご検討下さい。</p>	<p>サービスの内容に変更がない場合は、名称の読替えについて利用者に説明の上、現行の計画を使用し、その際には、利用者に説明し、同意を得た旨を計画に記載することとしております。(介護予防・日常生活支援総合事業のQ&amp;A(平成29年2月28日追加回答分)を参照)</p>
5	<p>・あまり良くわかりませんでした。特定施設ですが、住所地特例の方は包括に届け出る必要が有るのでしょうか？</p>	<p>特定施設入居者生活介護を算定している施設においては、地域包括支援センターに届け出るものではありません。 特定施設入居者生活介護を算定していない住宅型有料老人ホーム等の施設においては、住所地特例適用被保険者のうち要支援者及び事業対象者について、施設所在地の地域包括支援センターがケアプラン作成を担当することとなっていますので、当該被保険者が施設に入所された際には、担当の地域包括支援センターに御連絡ください。</p>